

食育推進計画の位置づけ

食育基本法

基本法第16条第1項

食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする

基本法第17条第1項

都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならない

【国】食育推進基本計画

都道府県 食育推進計画

第4次食育推進基本計画（令和3年度～7年度）

<重点事項>

- 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- 持続可能な食を支える食育の推進
- 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進



第4次千葉県食育推進計画（令和4年度～8年度）

- 基本目標 ちばの恵みを取り入れたバランスのよい食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり
- ・施策1 ライフステージに対応した食育の推進
 - ・施策2 生産から消費まで食のつながりを意識した食育の推進
 - ・施策3 ちばの食育を進める環境づくり

第5次食育推進基本計画（令和8年度～12年度）

<重点事項>

※R8.6策定

- 学校等での食や農に関する学びの充実
- 健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進
- 国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大



第5次千葉県食育推進計画（令和9年度～13年度）

令和8年度中に策定

第4次千葉県食育推進計画における取組例

◆ 学校での指導体制の充実

実態に応じた全体計画の見直しと、教職員を対象とした食に関する指導のあり方の研修、栄養教諭による授業公開等を通じて指導力の向上を図り、教職員が協働して食育に取り組む体制を充実

◆ 県、県教育委員会、JAグループ千葉との連携協定締結

農業・農村の役割や「ちば」の食材・食文化等に対する子供たちの理解醸成と、地産地消の一層の推進を図ることを目的に、3者で「ちばの子供たちへの食育推進に関する連携協定」を締結（R6.12）

< 連携・協働事項 >

- 1 農業体験活動の推進
- 2 学校給食における地場産物の活用促進
- 3 その他農業の理解につながる食育の推進

◆ 小売店での情報提供

食塩及び野菜摂取の適正化を推進するため、スーパー、コンビニ等において消費者にPOP等を使った情報提供を行い知識の普及と食環境を整備



スーパー・コンビニの啓発ポップ【R7年度1,848店舗】



大塚製薬・ファミリーマートと連携したデジタルサイネージによる啓発

◆ 健康的な食提供の支援

飲食店や事業所・学校等の給食施設における健康的な食提供に向けた助言・指導及び調理師会等関係機関等と連携した働き盛り世代や子育て世代を対象とした啓発事業の実施

【指導対象の特定給食施設 2,223施設】

◆ 食育講座メニューの提供

ちば食育サポート企業による出前授業等の取組を対象ごとにとりまとめ、保育園、学校、公民館等に周知

- ・学校参加型食育体験プログラム（保育所・幼稚園、小学校～大学）
- ・いきいきシニア食育プログラム

【ちば食育サポート企業 46社（R8.6月末時点）】



出前授業（生活協同組合コープみらい 千葉県本部）

◆ ちば食育ボランティア登録制度による食と農の体験活動

農業体験の受け入れや地域の「食」や農林水産業の講話、地元の食材を使った料理教室等、幅広く食育活動を行っている食育ボランティアを登録し、関係機関へ情報提供

【ちば食育ボランティア数3,399人（R8.5月末時点）】